

クレーン(5トン未満)運転業務特別教育 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生法第59条の規定により、つり上げ荷重5トン未満のクレーン（天井クレーン・ホイスト式天井クレーン・橋形クレーン・テルハ等）の運転業務は、危険性が高い作業であり特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

対象者等

【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第36条第15号

- ・移動式クレーンを除く、つり上げ荷重が5ト未満のクレーン
- ・つり上げ荷重が5ト以上の跨線テルハ

【クレーンとは】

「荷を動力を用いて吊り上げ、及びこれを水平に運搬すること目的とする機械装置をいう」と定義されており、移動式クレーンやデリック以外のものをいう。

注). クレーン等の吊り具での荷掛け・荷下ろし作業を行うには、別途「玉掛け作業」の資格が必要となります。



受講資格

クレーンの運転(重量の確認、荷のつり上げ、定められた経路による運搬、荷の卸し)を3時間以上。クレーンの運転のための合図(合図の方法)を1時間以上の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

※ 宇和島地区で実技受講の場合は、受講資格は無し。

受講科目・講習時間

学科講習 : クレーンに関する知識(3H)、原動機及び電気に関する知識(3H)、クレーンの運転のために必要な力学に関する知識(2H)、関係法令(1H)

実技講習 : クレーン運転操作(実技)(3H)、合図の方法(1H)

受講料金

… 令和7年2月1日現在

学科のみ

一般 : 受講料 11,000円、テキスト代 1,705円、合計 12,705円

会員 : 受講料 7,700円、テキスト代 1,705円、合計 9,405円

学科と実技含む

一般 : 受講料 14,300円、テキスト代 1,705円、合計 16,005円

会員 : 受講料 9,900円、テキスト代 1,705円、合計 11,605円

その他

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。

助成金の申請方法等は、愛媛労働局助成金センターへ、講習の内容等は、愛媛労働基準協会へお問い合わせください。